第二十三号様式（第十七条関係）

機関票（１）（確認の業務を行う場合）

確認の業務を行う場合における登録住宅性能評価機関票 この標識は、登録住宅性能評価機関としての登録の主要な内容と、業務の内容を表示しています。	
登録の区分	
登録番号	第　　号
登録の有効期間	年　月　日から　年　月　日まで
氏名又は名称	
代表者の氏名	
主たる事務所の所在地	電話番号　（　）
実施する住宅性能評価の種類	
住宅性能評価を行う住宅の種類	
住宅性能評価を行う区域	
確認を行う住宅の種類	
確認を行う区域	

50cm 以上

40cm 以上

機関票（２）（確認の業務を行わない場合）

確認の業務を行わない場合における登録住宅性能評価機関票 この標識は、登録住宅性能評価機関としての登録の主要な内容と、業務の内容を表示しています。	
登録の区分	
登録番号	第　　号
登録の有効期間	年　月　日から　年　月　日まで
氏名又は名称	
代表者の氏名	
主たる事務所の所在地	電話番号　（　）
実施する住宅性能評価の種類	
住宅性能評価を行う住宅の種類	
住宅性能評価を行う区域	

45cm 以上

40cm 以上

備考　１　確認を行う機関にあっては機関票１を、確認を行わない機関にあっては機関票２を掲示してください。

２　確認の業務とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第６条の２第３項又は第４項の規定による確認をいいます。